よくあるご質問（FAQ・事業用）

4 月 13 日時点

項目	問	回答
1	対象年齢について制限はありますか？	2020 年度中に満 65 歳以上となる方（高齢運転者を雇用する事業者を含む）が対象になります。ただし、2020 年度中に満 65 歳となる方については、2020 年 3 月 31 日までに登録（届出）または設置された場合は対象になりませんのでご注意ください。 ※「2020 年度中」とは、2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日を指します。なお、2021 年 4 月 1 日に 65 歳の誕生日を迎える方も対象となります。
2	2020 年度中に 65 歳となるのですが、購入、または登録の時点では 64 歳でした。この場合は対象になりますか？	2020 年 4 月 1 日以降に登録（届出）または設置された場合は、登録（届出）または設置時点で満 65 歳となっていなくても対象となります。(2020 年 3 月 31 日までに登録（届出）または設置された場合は対象になりませんのでご注意ください)
3	総予算額はいくらですか？	約１２．５億円です。
3-1	当補助金はいつまで実施予定でしょうか？	車両、後付け装置ともに、2021 年 2 月頃までに申請いただいたものが対象となることを想定しています。詳細については、今後センターホームページにて改めてお知らせする予定です。
4	クリーンエネルギー自動車補助金（CEV 補助金）と同時に補助を受け取ることはできますか？	CEV 補助金は自家用自動車のみが補助対象です。したがって事業用自動車は、サポカー補助金のみ申請が可能です。
5	車両購入補助について、対象となる車種は何ですか？	対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車として、審査の結果、認定された車両が対象車種となります。 具体的な対象車種は、経済産業省・国土交通省のホームページで公表されています。 （経産省）　（国交省） グレードなど詳細については、お近くの販売店にお問い合わせ下さい。 なお、メーカー希望小売価格 1,000 万（税抜）を超える車種は対象外となります。

項目	問	回答
6	いつから購入したものが対象ですか？	新車については、令和元年 12 月 23 日以降に登録された車両が対象となります。 ただし、令和元年 12 月 23 日以降に、対象車種として追加された車種については、追加された日から対象となります。 中古車については、補助金の申請受付開始日以降の中古新規登録（登録車）又は中古新規検査届出（軽自動車）もしくは移転登録された自動車が対象となります。 後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置については、補助金の申請受付開始以降に設置された装置が対象となります。 なお、2020 年度中に満 65 歳となる方については、2020 年 3 月 31 日までに登録（届出）または設置された場合は対象になりませんのでご注意ください。
7	予算が無くなったら、制度が終了となると聞いたが。	申請総額が予算額を超過する場合には申請締切前であっても募集を終了いたします。
8	法人名義の購入等は対象になりますか？	対象になります。
9	リースや残価設定型クレジットについて、契約者が 65 歳以上であれば対象になりますか？	自家用自動車・事業用自動車ともに対象となります。
10	何台まで対象になりますか？	事業用自動車については、1 事業者につき満 65 歳以上の高齢運転者の人数が上限となります。 なお、当該の補助台数の上限は、車両の購入台数だけでなく、後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置の導入台数の合計となることに留意してください。
11	既に車両購入時にサポカー補助金を交付されていますが、後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の購入も検討しています。購入費用は補助金交付の対象となりますか？	対象になります。補助対象車両が中古車で、後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置（障害物検知機能付）を購入した場合、後者の補助上限額は 2 万円となります。 （理由）対歩行者衝突被害軽減ブレーキとペダル踏み間違い急発進抑制装置の両方を備えた中古車を購入した場合の補助額が 4 万円であるため。
12	新車を購入し、補助を受けてすぐ売却することなどは認められますか？	認められません。 購入した新車については 1 年間使用することが義務づけられます。一定の場合等を除き、補助金を受けたにもかかわらず 1 年未満で車を手放した（使用者を変更した）

項目	問	回答
		場合は、補助金の返納が求められます。
13	サポカーを購入した場合、補助金の申請者は誰になりますか？	自動車検査証上の使用者（事業者を含む）が申請者となります。
14	後付け装置を購入した場合、補助金の申請者は誰になりますか？	後付け装置導入補助の場合、装置の販売・取付を行った販売店等が申請者となります。装置を購入・取付した方は、補助金額が差し引かれた額で購入できるので、改めて申請していただく必要はありません。
15	サポカーを購入した場合、補助金は誰に振り込まれますか？	車両導入補助の場合は、補助金は申請者である使用者に直接振り込まれます。 後付け装置導入補助の場合、装置の販売・取付を行った販売店等に振り込まれます。
16	申請はどのタイミングでできますか？新車注文時に可能ですか？	新車登録または新車新規検査届出が完了し、必要書類がそろってから申請が可能となります。
17	国の実施するサポカー補助金と、地方自治体の実施する類似の補助金を併用することはできますか？	後付け装置の購入補助については、補助対象となる経費が同一である他の補助金と併用することはできません。 車両の購入補助については、国の補助金においては地方自治体の実施する補助金との併用を可能としていますが、自治体によっては、自治体側の方で他の補助金との併用を不可としているケースがありますので、最寄りの自治体にご確認下さい。
18	車両を購入したことが分かる書類は注文書の写しの他にはどのようなものが認められますか？	リース契約書の写し、領収書（新車の場合のみ）の写しが認められます。（いずれかの書類で結構です） なお、注文書を含めいずれも申請者と販売店間で取り交わされたもののみとなります。（販売店の業販店間のものは不可）
19	中古車の申請で領収書を添付したいが、問題ないですか？	中古車の領収書は支払手続きが確認できない場合があるため、注文書（売買契約書）を添付してください。
21	交付申請書（様式 S1-1,S1-2,S1-3,S1-4,S1-7,S1-8）の『所有者はリース会社ですか？』欄はどのような場合に「はい」となりますか？	契約が売買契約ではなくリース契約となっている場合に「はい」を選択して下さい。 自動車リース業を営む法人からであっても、購入した（リース契約を結んでいない）場合、『所有者はリース会社ですか？』欄は「いいえ」として下さい。
22	交付申請書（様式 S1-1,S1-2,S1-	申請書類の内容についてセンターより確認のご連絡をす

項目	問	回答
	3,S1-4,S1-7,S1-8）の『取扱担当者』欄には何を記載すればよいですか？	る場合がありますので、①安全サポート車の導入補助の場合は販売店担当者の連絡先を、②後付け装置の設置の場合は取付け店舗等の担当者の連絡先をご記入願います。すべて申請者ご自身で申請書類を記載された場合など、販売店や取付け店舗等の担当者のお名前が分からない場合は、空欄でも構いません。
23	補助金振込先金融機関の通帳の写しは、どのページを指しますか？	申請書の補助金振込先情報の誤記載をチェックするためのものですので、振込先情報が照合できる、金融機関・支店名称、預金種目、口座番号、預金者名義（カナ含）等がわかるページの写しを添付してください。
24	WEB 通帳しか持っていないのですが、「通帳の写し」はどうすればよいですか。	申請書の振込先情報が確認できるものであれば、通帳の写しでなくても結構です（WEB 通帳のマイページの印刷物、キャッシュカードの写しなど）
25	センターが別に定める書類とは何ですか？	申請時においては特段用意して頂く書類はありませんが、申請後にセンターから申請者等に対して確認事項が発生した際に追加で書面を求めることがあります。
26	申請書等を＜信書便の場合＞の宛先に送付するのはどのような場合ですか？	日本郵便以外の事業者による信書便サービスをご利用の場合は、信書便の宛先にご送付ください。 なお、簡易書留やレターパック等、日本郵便によるサービスをご利用の場合は、郵便の宛先となります。
27	免許証の有効期限が平成表記です。申請書には、令和に読み替えて記載する必要がありますか。	免許証の表記（平成）のまま、申請書に記載いただいてかまいません。
28	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 S1-11）を記入しました。こちらも申請時にセンターに送付する必要はありますか。	補助金を受けた車両の管理のため、申請者ご自身に保管いただく書類となります。センターに送付いただく必要はございません。
29	補助金はいつ頃振り込まれますか？	大量の申請を順次審査しますので、申請から約 3 ヶ月程度お時間をいただきます。なお、ホームページで審査状況を確認できるよう、サイト開設に向けて準備中です。